

●定住促進●

空き家改修などにより 定住の受け入れ態勢を構築

山口県萩市商工観光部商工振興・企業誘致推進課

◆厳しい状況がつづく島での暮らし

萩市には、沖合いの日本海に見島、大島、相島、ひつしま櫃島、羽島、肥島、尾島の七つの離島が点在し、うち四島（見島・大島・相島・櫃島）が有人島である。これらの離島は、昭和三〇年に見島郡見島村および阿武郡六島村（見島以外の離島）が萩市に編入合併し、現在は萩市の一部を形成している。有人四島の人口は約一八〇〇人で、山口県内離島人口のおおよそ半数を占めており、櫃島以外の三島には萩商港から定期航路が就航している。

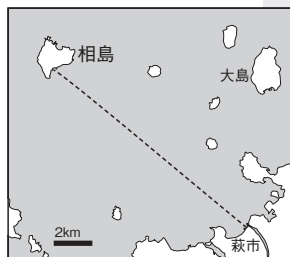
いずれの島も農業と漁業が基幹産業であり、大島のまき網漁や相島のスイカ栽培など、島の特性を活かした生業を展開しているものの、人口減少の長期継続や少子高齢化の進行、本土間との流通経費の増大など、島での暮らしは依然として厳しい状況がつづいている。

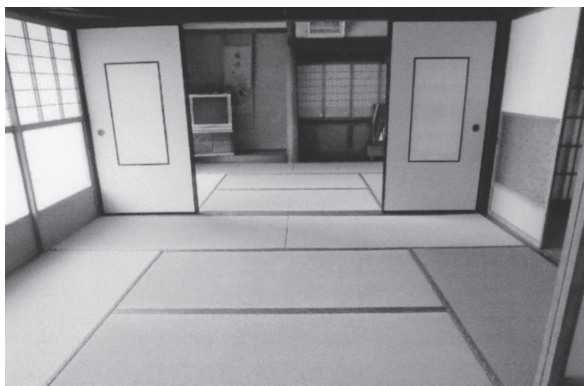
このような中、昨年四月に施行された改正離島振興法には「国の責務」が明確化され、「離島活性化交付金」の創設や「離島特区制度」の整備の検討など、多くの新機軸が打ち出された。

萩市では、このような法の趣旨を踏まえ、島外に通学・居住する高校生への支援、産院のない離島の妊婦に対する交通費などの助成、離島なるがゆえに負担が重い流通経費への対応など、各分野での施策を展開している。

◆市内外へ積極的に定住情報を発信

有人離島の一つである相島は、本土から定期船で四〇分、県内有数の収穫量を誇る「相島スイカ」や、芋焼酎「あいしま」の原料となっているサツマイモ生産をはじめとする





畳などが入れ替えられ、快適な居住環境が整備された相島の定住者向け住宅。

農業、浅海水産業を主産業とする島である。近年では、交流人口の増加と島を広くPRし産業を活気づけようと、特産品を活用したさまざまなイベントなどを展開し、島の数少ない若い女性で構成する島おこし団体も結成されるなど、島の振興に奔走している。

しかしながら、人口は二〇〇人を下回る状況となり、他の島々を含めて定住促進策が急務となっていることから、

平成二五年度に
離島活性化交付
金の「定住誘引
事業」を活用し、
島間の連携強化
を図ることはも
とより、市役所
内に定住相談窓
口を設置、島々
の多様な情報を
掲載したパンフ
レットを作成す
るなど、定住誘
引にかかるさま
ざまな情報の展
信を積極的に展

開することとした。定住を促すパンフレットは、島の方々の協力も得て二〇〇部制作、東京で開催された「アイランドー」など、県内外を問わずさまざまな定住イベントに赴き、市外の方のみならず、市内の方の定住先としても受け入れられるよう広くPRを展開している。残念ながらまだ定住者は現れないが、今後も多様な場面で広く島への定住をPRしていくこととしている。

◆相島の空き家を定住者向けに改修

あわせて、現在空き家となっている相島の家屋を改修し、一人でも多くの方々を受け入れて島の人口増加を目指すこととした。

今回改修した空き家は島のほぼ中央部、学校や町内集会所の近隣で、島内でも比較的利便性の高い場所にある。所有者が本土へ移住されたことから、当該家屋と土地を「離島振興のために役立ててほしい」と萩市へ寄附されたものである。

家屋面積は八九・二五平方メートル、六畳和室が三部屋、四畳半和室が一部屋あり、夫婦で生活するには十分な間取りとなっているが、築四十数年が経っていた。そこで、老朽化した畳や襖を入れ替え、割れた屋根瓦や雨漏りする天井を補修、さらには、昔ながらの土間や石風呂を解体して、快適に居住できるように改修を講じた。

この改修によって、一軒だけであるが、島での居住の場を確保することができた。

また、相島以外の島でも空き家が目立ってきている。今後は空き家所有者などと協議し、定住策などの方向性を打ち出していくこととしている。

なお、本事業費の総額九八六万四七五〇円のうち、離島活性化交付金で四九三万二〇〇〇円を充当した。

◆一部離島へも全域離島並みの支援を

改正離島振興法により創設された離島活性化交付金制度は、「定住促進」「交流促進」「安全安心向上」の三つの柱によって構成され、法改正前に先行して制度化されていた「離島流通効率化事業」も現在、当該交付金制度中に盛り込まれている。

その中でも定住促進のメニューについては、増え続けている島の空き家改修やパンフレットの制作など、離島の定住促進対策として地方自治体が使いやすい支援制度となっており、山口県内においても萩市は、当該制度の活用にいち早く対応した。

法改正により、離島振興を図るための基本方針に基づいてさまざまな制度が創設されたこと

島の方々の協力を得ながら制作した定住情報パンフレット。

で、これまでになかった離島振興事業の実施が可能となった。一方、行政区域の一部に離島が所在する「一部離島自治体」においては、病院や福祉施設、高等学校などの社会資本整備が行われていない島が多いことから、一部離島を抱える自治体の財政的負担は大きく、国においては、全域離島レベルの支援を一部離島にも強力に推進してもらいたいと考える。

今後法趣旨を踏まえ、本土とのハンディキャップを少なくしていくことが離島を有する地方公共団体としての責務であり、各離島の実情を踏まえた諸施策を地元住民とともに展開することとしている。